

平成21年 5月14日

各 位

会 社 名 北川工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川弘二
(コード番号 6896 名証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 大田英治
(TEL 052-261-5528)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成21年 5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年 6月26日開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)が平成21年 1月 5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券の規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 8 条、第 9 条第 2 項、第 11 条第 3 項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

また、決済合理化法施行後の株主権行使の手続に関する事項が、株式取扱規程に定められていることを明確にするために、現行定款第 12 条につきまして、所要の変更を行うものであります。

- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 10 条、第 11 条第 3 項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第8条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」で定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第13条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 当社の<u>株主権行使の手続</u>その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第12条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以 上